

オンライン
セミナー

サーキットブレイカー解除後に求められる シンガポール個人情報保護法対策

2020. **6月5日** (金)

午後3:00 - 午後4:00

2014年7月に「シンガポール個人情報保護法(PDPA)」が完全施行されてから約6年が経過しました。この間、違反事例の摘発は年々増加の一途をたどり、近時はPDPA自体の改正により、罰則を強化しようとする動きも見られます。さらに、COVID-19対策として導入された「Contact Tracing」や「SafeEntry」などの利用に伴い、企業が個人情報を取り扱うべき契機もますます増加していると言えます。

本セミナーにおいては、One Asia Lawyers Groupシンガポールオフィスの伊奈 知芳氏をお招きし、サーキットブレイカー解除後に求められるシンガポール個人情報保護法対策についてお話しして頂きます。

スピーカーご紹介

伊奈 知芳 弁護士
One Asia Lawyers Group
Focus Law Asia LLC



2002年 京都大学法学部卒業
2007年 弁護士登録、東京弁護士会所属
2010年～2015年 中国上海駐在（日系法律事務所上海事務所代表）
2016年 シンガポール国立大学LL.M.卒業（Specialization: Asian Legal Studies）
2016年 One Asia Lawyers Groupシンガポールオフィス
2016年 シンガポール外国法弁護士登録

お申し込み方法

[こちら](#)よりお申込みください

もしくは、お名前、会社名、連絡先をご記入の上、こちらのメールアドレスまでご連絡ください。pdpa@bunshodo.co.jp
Bunshodo Singapore Pte Ltd
担当：細瀬・ロツ